

活火山防災対策の強化を求める意見書

国内の火山活動が活発化する中、箱根山においても火山活動が活発となり、平成27年6月、大涌谷周辺における噴火警戒レベルが最大3まで引き上げられた。

そこで、当市においては、地域防災計画に基づく対応の中で、市民等への情報伝達や箱根町の住民及び観光客の避難受入れ等の対応について定めた「箱根山（大涌谷）火山災害対応マニュアル」を平成27年10月に作成したが、警戒区域（立入規制区域）の設定に伴い、箱根町の住民生活や観光産業はもとより、箱根町に隣接する当市においても、二次的被害ともいえる地場産品の流通の減少等の経済面において、大きな影響が生じた。

このような中、平成26年9月に発生した御嶽山噴火の教訓を受け成立した、改正活動火山対策特別措置法の改正主旨を踏まえ、災害情報提供等の事前災害対策のみならず、災害後の中長期的な対策の検討を行う必要がある。

よって、国及び政府は、活火山防災対策の充実強化のため、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

1 火山情報提供の迅速かつ的確な体制の強化

国民の生命と財産を確実に守り、風評被害を防ぐ観点から、火山活動の状況に関する情報提供は迅速かつ分かりやすく発信する必要がある。そのため、国は火山活動に何らかの変化があった場合には、随時、地元の関係機関にその旨を伝え、火山活動の評価を行い、その結果に応じて警報や予報を発表し又は更新するとともに、国民が過不足なく適切に理解できるようにすること。また、災害発生後においても情報提供等を迅速かつ的確に行う体制を強化すること。

2 警戒区域の設定等、国による私権制限に伴い生ずる損害への一定の補償

活動火山対策特別措置法改正により事前防災の強化を推進する一方、保守的な予防措置に伴う住民生活や事業者・農林水産業者等が被る経済損失拡大への考慮は、なされていない。既存法による金融支援（セーフティーネット貸付等）や雇用支援（雇用調整助成金等）のみでの対応では支援策として不十分であり、風評によって長期的な打撃を被る観光関連産業等については根本的な支援策がないのが現状である。確度高く災害発生を予測しうる火山防災、世界最大の火山災害発生リスクを抱える我が国の特性を踏まえ、警戒区域の設定等、国による私権制限に伴い生ずる損害に一定の補償をすること。

3 災害対策の手続きの一元化

活火山噴火対策に関連する法律は、災害対策基本法をはじめ、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興に関する様々な法律・制度があり、所管する省庁も多岐にわた

っているため、市町村の業務が煩雑になり対応が遅れる一因となっている。国として、市町村が迅速に対応できるよう、関係法律・制度の内容や実施すべき事項、住民・事業所等に対する経済的支援のあり方等がすぐに把握できるような、一元化したマニュアルを作成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月10日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国土交通大臣
内閣府特命大臣

} あて

小田原市議会議長